

2018年
5月号
No.431

広報
くろたき



4月9日（月） 小学校・中学校入学式

□主な内容



P 2…議会だより
P 3…こども園入園式・
小・中学校入学式
P 4…村の話題

P 5…「黒滝村ふるさと応援基金」
の状況
P 6～8…お知らせ
P 8…健康づくり情報



議会

議会活動状況

4月

- 6日●春の交通安全 街頭啓発
- 9日●小・中学校入学式
- 10日●こども園入園式
- 15日●護国神社春季大祭
- 18日●県道赤滝五條線改良事業 現場立会
- 22日●知事県政報告会
- 24日●奈良県人権教育推進協議会 理事会
- 26日●誠心会連合会総会
- 27日●例月出納検査

人事異動

4月1日付で、村職員の異動を行いました。
これからも、村民の皆さまのご期待に応えてまいります。

※（ ）内は前役職等

- 【議会事務局】
局長 大谷 宗弘
(住民生活課長)
- 【住民生活課】
課長 岡村 昭仁
(診療所事務長)
課長補佐 阪口 稔一
(住民生活課係長)
主事補 佐田 拓也
(新規採用)
- 【保健福祉課】
保健師 樋口 裕子
(新規採用)
研修員 中山 裕貴
(奈良県より研修派遣)
- 【林業建設課】
課長補佐 畠山 和宏
(議会事務局書記)
課長補佐 北村 巨樹
(林業建設課係長)

【診療所】

医師(所長) 福島 功士
(奈良県より派遣)
事務長 植村 延和
(住民生活課長補佐)

【こども園】

教諭 永田 貴久司
(新規採用)
主事 永井 佑卓
(保健福祉課主事補)



社会教育委員紹介

4月1日より次の方々に今年度、社会教育委員として社会教育推進のために活動していただいています。

- 委員 中井 一郎 (敬称略)
- 委員 阪口 治仁
- 委員 中村 京子
- 委員 藤井 富美子
- 委員 脇阪 武男 (誠心会)

◆お問い合わせ先 教育委員会

黒滝駐在所異動

4月から新しく村の駐在所に勤務されることになりました、
務められることになりました、
胡内 秀仁氏です。
ひとこと…私は、大淀町の土田駐在所から今回の人事異動により黒滝駐在所で勤務させていただくことになりました。

黒滝村は平穏な村と伺っておりますが、犯罪を起こさせない、事件事故の被害者、加害者を出さないことを目標に業務に取り組み、何でも相談できる、親しまれる駐在所員となるよう頑張りますので、よろしく願います。



ご入園・ご入学 おめでとうございます



4月9日(月)に小学校、中学校の入学式が行われ、10日(火)にこども園の入園式が行われました。
最初はやや緊張した面持ちの新入生でしたが、式が始まり、周りの皆さんの暖かい雰囲気緊張がほぐれたのか、先生から名前を呼ばれると、堂々と大きな声で返事をし、一体感を覚えるすばらしい式でした。
今年はこちらこども園5名、小学校1名、中学校1名が入園・入学されました。

「黒滝村ふるさと応援基金」の状況

黒滝村ふるさと応援基金について平成29年度の寄付受付状況を報告します。

平成29年度寄付金 3,396,786円

黒滝村ふるさと応援基金残高 20,317,506円（平成29年度末現在）

○平成29年度寄付いただいた方
（受付順）

住所	氏名	金額
愛知県	陀安 智也 様	2,000,000 円
大阪府	田口 薫 様	30,000 円
大阪府	福西 寿光 様	10,000 円
東京都	金子 浩人 様	30,000 円
兵庫県	近藤 治夫 様	20,000 円
奈良県	門田 充幸 様	10,000 円
その他 16名		1,296,786 円
合計		3,396,786 円

プライバシー保護のため、氏名掲載にご協力いただいた方のみ掲載しています。

○寄付金事業別内訳

寄付金の使途を事業別に指定していただいています。

寄付の区分	寄付金額	残 高
暮らしに関する事業	100,000 円	1,137,790 円
産業に関する事業	20,000 円	969,500 円
教育文化に関する事業	10,000 円	10,304,790 円
指 定 な し	3,266,786 円	7,905,426 円
合計	3,396,786 円	20,317,506 円

※寄付金については、それぞれの使途に応じた事業に充当させていただきます。



「黒滝村ふるさと応援基金」

ふるさと納税制度に基づく基金で、寄付金から2,000円を超える額が所得税及び住民税の控除の対象となります。また、10,000円を超える寄付をいただいた方には、特産品や施設利用割引券を贈呈いたします。

◆お問合せ先 企画政策課

地域おこし協力隊の部屋 Vol.18

今月のテーマ 【ねえのごつつお 活動2年目を迎えました！】

今年の桜は急ぎ足でしたね。新年度がスタートして早1か月、みなさまいかがお過ごしでしょうか？

地域おこし協力隊の勝原です。

先日、東吉野村から地域おこし協力隊の樽井さんとカメラマンの小林さんが村に視察に来てくださいました。

樽井さんは東吉野村で「ひよしのさとマルシェ」の商品開発や、チャレンジショップのカフェ、バーのメニュー開発などを担当されています。お互いに「食」に携わっているということで、「ねえのごつつお」の活動の成り立ちや、商品についてもお話しさせていただきました。

樽井さんも小林さんも、とっても若くてキュートで、いろんな事に興味津々といった感じでした！

今度はこちらからも遊びに行って、いろんな刺激をもらってこようと思います！

「ねえのごつつお」

は、お陰様で活動2年目を迎えることができました。

また食を通じて、村を超えたコラボもできればと思います。

今後もし引き続き応援よろしく願っています！

（勝原隊員）



村 の 話 題

交通事故に気をつけて

～春の交通安全県民運動～

4月6日（金）から15日（日）にかけて、春の交通安全県民運動が行われ、当村においても交通対策協議会、交通安全協会の方々が中心となって運動を展開し、交通安全を呼びかけました。

また、4月7日（土）に交通安全協会が中心となって村内のカーブミラーの方向調整や清掃なども行い見やすくなりました。

春の交通安全県民運動期間は終了しましたが、この期間中だけでなく、これを機会に、黒滝村における交通事故をなくすと共に、交通安全のより一層の向上を目指して、村民の皆さまのご協力をお願いします。



自転車の走り方を

教わりました

～中学校交通安全教室～

4月12日（木）出合交差点において、中学校交通安全教室が行われました。

吉野警察署・奈良

良県警察本部・黒滝駐在所の皆さまから自転車での道路を走るときのマナーや、交通ルールについて教えてもらいました。



たるまるカフェ

森のコンサート Vol.6

～フルールの春・花・うた～

4月15日（日）黒滝村旧役場庁舎にて、「アンサンブルフルール」（歌：北島都也・福島佐記・山部直華、ピアノ：宮川真由美）による「たるまるカフェ森のコンサート」が行われました。

朝からの雨模様にもかかわらず、たくさんのお客様が来場され、コンサートでは、春の歌やユーミンソング、おなじみの映画音楽、ミュージカルの名曲などが歌われました。

次回の森のコンサートは、6月10日（日）に開催する予定です。



お知らせ

ムジークフェストなら 2018

ウクレレコンサート

inくろたき

ウクレレ演奏会を開催します。
日頃聴く機会が少ないウクレレの
音色が黒滝村にやってきました。

皆さまお誘い合わせの上、是非
お越しください。

【日時】 5月15日（火）

午前10時30分～11時30分

【場所】 黒滝小・中学校体育館
（農林トレーニングセンター）

【出演者】 鈴木 智貴 氏

【入場料】 無料

◆お問合せ先
教育委員会



奈良交通バスを

ご利用の方へ



夏季期間中、黒滝案内センター
（道の駅）の混雑が予想されるた
め、奈良交通バスの臨時停留所を
長瀬地区集会所駐車場へ設置いた
します。一部の日時につきまして
は奈良交通バスは黒滝案内セン
ターへは乗り入れず、バスの乗り
継ぎは長瀬地区集会所にて行いま
すので、ご注意ください。

【実施期間】

●5月1日～11月30日の

土曜日・日曜日・祝日

●8月13日～15日

【時 間】

午前10時～午後5時

【移設場所】

長瀬地区集会所駐車場

◆お問合せ先 企画政策課



特設人権相談所開設

人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です



昭和23年にまず政令に基づいて
人権擁護委員制度が設けられ、翌
24年6月1日に人権擁護委員法が
施行され、地域住民の中にあつて
国民の基本的人権を擁護する機関
である人権擁護委員制度が誕生し
ました。

■黒滝村人権擁護委員

（敬称略）

上浦 早苗 氏（槇 尾）

☎ 62・2703

山内 弘昭 氏（中 戸）

☎ 62・2247

平成30年度啓発活動重点目標は

みんなで築こう 人権の世紀

―考えよう 相手の気持ち―

未来へつなげよう

違いを認めあう心―

です。21世紀が「人権の世紀」で
あることを改めて思い起こし、国

民の一人ひとりが人権を尊重する
ことの重要性を正しく認識し、こ
れを前提として他人の人権にも十
分配慮した行動がとれるよう、相
手の気持ちを考え、思いやること
の大切さを一人ひとりの心に訴え
て、すべての人々の人権が尊重さ
れ、相互に共存し得る平和で豊か
な社会の実現に向けた啓発活動を
展開していくこととします。

この一環として6月1日に「全

国一斉特設人権相談」が実施され
ます。

■特設人権相談所

【日時】 6月1日（金）

午後1時～4時

【場所】 黒滝村役場

2階 会議室

※秘密は厳守されますので、お気
軽にご利用ください。

◆お問合せ先 住民生活課

診療所からのお知らせ

火曜日午後の 診療について

今後、毎週火曜日の午後は、検
査・予防接種等のみを行う時間と
するため、緊急以外の通常の診療
受付は行わない予定です。

なお、5月については移行期間
とし、診療は行いますが徐々に検
査等を中心に行っていく予定です。
皆さまのご理解、ご協力をお願
いいたします。

◆お問合せ先 診療所

奈良県からのお知らせ

自動車税の納期限は

5月31日（木）です！



自動車税は、毎年4月1日現在
の所有者（割賦販売等の場合は使
用者）に課税されます。

必ず納期限（5月31日）までに
納付してください。納期限を過ぎ
ると延滞金に加算され、滞納処分
（財産の差押え等）の対象となり

ます。

金融機関や県税事務所の窓口だ
けでなく、コンビニ、ペイジー、
インターネットを利用したクレ
ジットカードでも納付ができま
す。詳細につきましては、納税通
知書に同封のチラシをご覧ください。

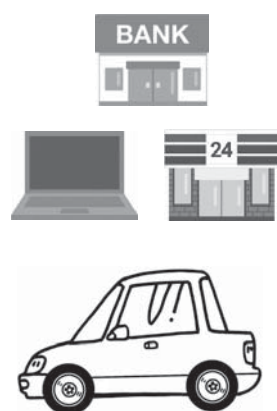
運輸支局での住所変更手続きが
遅れている等の理由により、自動
車税納税通知書が届いていない場
合は、左記までご連絡ください。
※住所を変更された方や県外ナン
バーの自動車をお持ちの方は、
運輸支局ですみやかに変更登録
の手続きをしてください。

◆お問合せ先

奈良県自動車税事務所

自動車税第一課

☎ 0743・51・0081



平成30年度

国家公務員採用

一般職試験



人事院では、平成30年度国家公
務員採用一般職試験（高卒者試験）
を次のとおり実施します。

■試験の区分

事務、技術、農業、農業土木、
林業

■受験資格

①平成30年4月1日において、
高等学校または中等教育学校
を卒業した日の翌日から起算
して2年を経過していない者
及び平成31年3月までに高等
学校または中等教育学校を卒
業する見込みの者。

②人事院が①に掲げる者に準ず
ると認める者。

■申込受付期間

◎インターネット

6月18日（月）～27日（水）

○郵送または持参

6月18日（月）～20日（水）

（通信日付印有効）

※原則、インターネット申込みを
してください。

■第1次試験日

9月2日（日）

■試験地

京都市、大阪市、神戸市、
奈良市、和歌山市、田辺市

■受験案内は5月8日（火）から
ホームページに掲載します。

「国家公務員試験採用情報

NAV I」

（<http://www.jinji.go.jp/saiyo/>

saiyo.htm）

◆お問合せ先

人事院近畿事務局 試験第二係

〒553・8513

大阪市福島区福島1・1・60

☎ 06・4796・2191

固定資産税の納期 第一期 5月31日（木）

忘れずに納付しましょう！

児童福祉週間



5月5日(土)～11日(金)は
児童福祉週間です。

「あと一歩 力になるよ」

その思い

(平成30年度標語)

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について考えることを目的に、「こどもの日」から一週間を「児童福祉週間」と定めています。

子どもたちを取り巻くいろいろな問題に関心をもち、すべての子どもが個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境、社会をつくっていきましょう。

◆お問合せ先 保健福祉課



平成30年度

介護講座受講案内



介護の基本的な知識・技術について学習し、高齢者や障がいのある人への介護の実際について理解を深める事を目的として、色んな介護講座が開催されます。

詳細については奈良県介護実習・普及センターのホームページをご覧ください。

◆お申込・お問合せ

奈良県介護実習・普及センター

〒636-0345

磯城郡田原本町多72番地

県営福祉パーク内

TEL 0744-32-8848

FAX 0744-34-2800

HP <http://www.kaigo.pref.nara.jp/>



健康づくり情報

食生活応援隊が園児とおやつを作りました



3月20日(火)こども園にて、食生活応援隊が園児と「メープルかぼちゃ蒸しパン」を作りました。

かぼちゃの皮をとり、マッシュヤーでつぶし牛乳とメープルシロップを加えて、かぼちゃクリームを作る作業を園児たちが行いました。かぼちゃクリームにホットケーキミックスを加えて蒸し器で蒸せば、メープルかぼちゃ蒸しパンの完成です。

終業式でお菓子作りに参加で

きなかった学童の子ども達にも食べてもらい、おいしかったと好評でした。

禁煙外来のご案内

5月31日は「世界禁煙デー」

喫煙が健康に与える影響は大きく、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題です。

生活習慣病を予防するうえで、今一度タバコの害について考えてみてください。

診療所では、禁煙外来を行っていますので、この機会に、禁煙にチャレンジしませんか。

◆お問合せ先 診療所

黒滝村民生児童委員協議会「赤ちゃん訪問活動」

黒滝村民生児童委員協議会では、平成30年3月から区域担当の民生児童委員と主任児童委員が赤ちゃんとその保護者を対象として訪問する「赤ちゃん訪問活動」を開始しました。

訪問時には、県の民生児童委員連合会が発行する絵本「おなまえは？」と記念品をお渡しし、赤ちゃんの出生をお祝いするとともに、地域と子育て家庭との繋がりをつくるきっかけづくりをしています。

◆お問合せ先 保健福祉課



図書室だより

旧中学校図書コーナーには約5,300冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

■貸し出し日 月～金曜日(祝日は休み)

■貸し出し期間 2週間

※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

■今月のおすすめ

(絵本) こめとぎゅうれいのよねこさん

作 えばたえり 絵 小林ゆたか
ぼくの家に、こめとぎゅうれいのよねこさんがやってきた。よねこさんは夜な夜な家に勝手に入ってきて、シャツ、シャツ、シャツと手ぎわよくお米をとぐと、まんぞくして帰っていく。

どうしてよねこさんがお米をとぎにくるのか、などはなかなかとけないけれど、ぼくたち家族とよねこさんは、だんだん仲よくなっていったんだ。

そんな、家族のようにうちとけているよねこさんだけど、少し困ったこともあって…。

第33回日産 童話と絵本のグランプリ童話大賞に輝いた作品です。ぼくたちとよねこさんの、不思議だけれど心温まるストーリーをお楽しみください。

(絵本) ぎゅっ / 作・絵 ミフマサ



てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は 【人権を確かめあう日】です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。

すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

人口・世帯数 (4月1日現在)

男	349人	(-1)
女	381人	(±0)
計	730人	(-1)
世帯	371世帯	(+1)

村の施設の電話番号 市外局番(0747)

役 場 62-2031
I P 電話【0747-68-9200
～ 9203】

防災無線電話音声対応サービス
(専用ダイヤル) 62-9010

教育委員会 62-2314
I P 電話【0747-68-9204】

診療所 62-2747
I P 電話【0747-68-9700】

歯科診療所 62-2621
デイサービスセンター

(社会福祉協議会) 62-2850
I P 電話【050-5000-6127】

こもれびホール 62-2280
黒滝駐在所 62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770



困ったら 一人で悩まず 行政相談

◇◇◇行政相談所を開設します◇◇◇

国や県、村の行政や仕事について、わからないこと、困っていることがありましたら、行政相談委員が開催する行政相談所にお気軽にお尋ねください。相談は無料で、秘密は厳守します。

◆日 時 5月18日(金) 午後1時～5時

◆場 所 黒滝村役場 2階 委員会室

◆相談のお相手 行政相談委員 徳 田 初 氏
(☎62 - 2555)

◆お問合せ先 総務課

付いていますか？ “住宅用火災警報器”

全国全ての市町村で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。家族一人ひとりの尊い命を守るため、また、火災の早期発見のため進んで取付けてください。

悪質訪問販売・悪質な点検業者にご注意ください

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売、訪問点検による被害が報告されています。消防職員が販売することはありませんので、おかしいと思ったらサインや押印をしないで、消防署にご連絡ください。

火災・救急は119

付いていますか？住宅用火災警報器

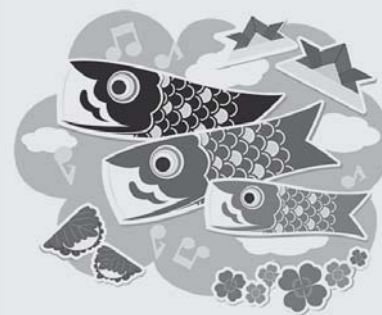


◆お問合せ先 奈良県広域消防組合 下市消防署・黒滝分署
<http://www.naraksk119.jp/>

善意銀行 (4月10日受理分まで)

皆さまの善意に対して心から感謝申し上げます。

阪口 治仁 様 (桂原)	ご本人 退院内祝いとして	5万円
匿 名 様	村に対する御礼として	3万円



わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。

・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。

黒滝村村民憲章

発行 黒滝村役場

〒638-0292

吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

TEL 0747-62-2031

FAX 62-2569

E-mail kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp

URL <http://www.vill.kurotaki.nara.jp>